

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動



平成25年12月

近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所

■河川協力団体に指定されると

◆河川法に規定された河川協力団体として活動することができます

◆許可等が簡素化されます

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

※**手続については、現在検討中です。**

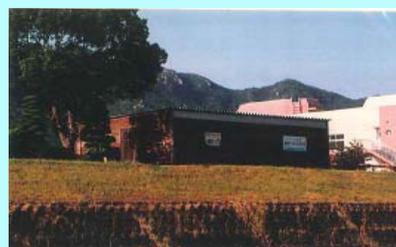
河川法上の許可等とは

- ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例）下記の利用・行為の場合、通常は河川法第24条、第26条の許可が必要ですが、協議の成立をもって、許可又は承認があったものとみなします。



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

◆河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります

※ 河川協力団体への指定が委託を保証するものではありません。

※ 委託の範囲等については、現在検討中です。

◆業務実施に際し必要な情報提供を受けたり、清掃用具等の貸与も可能

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川統合管理事務所 管理課

〒912-0021 福井県大野市中野29-28 電話：0779-66-5300（代表）